

ハイエクの労働市場政策論

越 智 保 則
(1999年9月10日受理)

目 次

1. はじめに
2. イギリス戦後雇用政策史の転換
3. ケインズの経済的帰結
4. 失業補償制度の有害な働き
5. 完全雇用責任とデフレ・ショック
6. 自由な労働市場と労働組合
7. 結びにかえて

—— 対外制約と供給サイドの重視

1. はじめに

イギリスでは、1944年の政府白書『雇用政策』以降、長らくの間、完全雇用の維持に関する政府責任が、政治的コンセンサスとなった。しかし、1970年代末に、労働党政府とTUCとの雇用の維持をめざした協定（「社会契約」）がインフレと国際収支危機の再燃によって崩壊し、それにつづく総選挙で、サッチャーの率いる保守党が勝利したとき、「政府は雇用の維持に責任をもつことができるし、またもつべきだ」とする政策思想は明確に拒絶された。そして、ネオコンサヴァティヴのイデオロギーにもとづくこの政権の下では、インフレの規制が解決すべき第一の優先課題とされ、失業は「解決すべき問題」であるより、むしろ「問題解決の一部」となった¹⁾。

ところで、この政権のインフレ規制の方法に強い影響を与えたのは、通常、M・フリードマンらのマネタリスト学派であったとされている。だが、ギャンブルも指摘しているように、イギリス保守党の主要メンバーに対して、「1970年代のケインズ主義と社会民主主義に関するイデオロギー的批判を育む多くの着想」を提供した点では、むしろハイエクの影響が多大であった。とくに、サッチャーが保守党党首となる1975年以降、ハイエクのイギリスでの地位は急速に増し、彼は「路線転換の知的黒幕」と認められるまでになった²⁾。

こうして、戦後長らく、もっぱら社会哲学の研究に沈潜してきたハイエクは、70年代に先進工業諸国を襲ったstagflationの中で、経済政策をめぐる論争に復帰することになる。ハイエクは、この政策論争を通じて、70年代イギリスにおけるインフレの昂進と失業問題の深刻化のなかに、ケインズ主義的システムとそれを支持する戦後の強力な労働組合活動の経済的帰結を見ており、「失業の治癒」には、需要管理政策から供給サイドを重視した労働市場政策へのシフトが必要だと強調し、その障壁をなすと彼が確信する戦後の完全雇用に関する政府公約の放棄や失業補償制度の廃止、さらにはそうした戦後政策に強い影響力を行使してきた労働組合活動の法的制限を要求するのであった。そして、現代の失業をめぐるこうしたハイエク的逆説の背景には、「市場秩序」の適切な機能とそのための通貨安定を最優先目標とする政策的見地、戦後の「大繁栄」を「インフレ的バブル」と捉え、現代の失業をその必然的帰結だとする、彼特有の景気論と失業論、さらには、個人主義の立場から戦後の集権主義的コンセンサスに対抗し、その逆転をめざす自由主義的制度・政策論があった。

そこで、以下、現代の失業をめぐるハイエクの逆説的な処方箋の理論的および政策的な諸前提を検討し、その処方箋が戦後の国内体制の転換や国際経済関係の変化に有する政治経済的含意を、現代イギリス雇用政策史との関連において、明らかにしたい。

2. イギリス戦後雇用政策史の転換

「1974年の夏になって、インフレ問題がやかましくなったので、再度意見を堂々と開陳するのが私の義務と感じるようになった」³⁾と後に述懐しているように、ハイエクが戦後の政策論争に復帰するのは、70年代の世界的不況とインフレのさなかにおいてであった。そして、ハイエクのこの復帰は、それまでケインズ的な思考によって支配されてきた戦後イギリスの雇用政策の理念の、この時期を境とする大きな転換に深くかかわるものであった。

戦後イギリスにおける雇用政策の出発点と原型をなすのは、1942年の『ベヴァリッジ報告—社会保険と関連サービス』⁴⁾と1944年の政府白書『雇用政策』⁵⁾であった。1942年の『ベヴァリッジ報告』は、サッチャー政権の成立まで、イギリスの戦後社会保障政策のバイブルとされ、国家保険にもとづいて貧困の予防を標榜するベヴァリッジの全体計画を示した。それは、要するに、貧困は「所得の中止」から生じるものであり、また、老齢や疾病や失業から必然的に生じるような長期的依存者を社会保障が支援しなければならないというものであった。さらに、失業問題に関連して、この計画は、失業保険制度の整備とその前提条件としての「完全雇用」の必要をはじめて公的に承認した。

一方、1944年の雇用白書は、国家責任による高雇用水準の維持と需要管理、従ってまた、消極的な「失業政策」に対する積極的な「雇用政策」の必要を最初に強調したものである。その際、カットラー&ウイリアムズが指摘しているように、この白書の諸提案は、ベヴァリッジの全体計画に符合するものであった。それは、「長引く失業から生じるような長期的依存者の追加は、彼の社会保険制度を脅かすであろう」という認識から、この脅威を直接防ぐことに向けられたのであった⁶⁾。

ところで、『ベヴァリッジ報告』と『雇用政策』の両者は、ともに、自由に放任された資本主義は、それ自身では、窮屈、疾病、無知、不潔、ろくな隘を克服できないし、また完全雇用を保障できない。それゆえ、これらの欠陥を克服するには政府による公的介入が必要である、とする点で共通認識に立っていた⁷⁾。そして、カットラー&ウイリアムズも指摘するように、両者のこの共通認識の根底には、さらに、「自由主義の原理は一定の指定された自由な活動の制限…によってのみ防衛されうる。市場経済への一定程度の国家干渉は

資本主義の枠組みを維持するのに不可避である」とする「自由主義的集産主義 liberal collectivism」の政治的信念があった (Jony Cutler, et al., p62)。そして、この信念に、理論と政策手段を提供したのがケインズであった。カットラー&ウイリアムズは述べている。「ケインズは、戦後の失業に対抗する政府活動のために、多少とも包括的で具体的な提案を表していると考えられるベヴァリッジの『自由社会と完全雇用』に比肩しうる記録を残していない。…しかし、一般理論にもとづいた（あるいはそれを受け継いだ）政策的諸提案を代表する主要な公文書が1944年の「雇用政策」にかんする白書であった」(Jony Cutler, et al., p67)。

ところで、以上のようなケインズ・ベヴァリッジ・モデルから出発した戦後イギリスの雇用政策は、その後、1970年代末の転換期を迎えるまでの時期に、どのように推移することになるであろうか。A・バッドは、1944年の連合政府の雇用白書から1985年のサッチャー政府の雇用白書に至る歴史を「需要管理から所得政策を経由して、供給サイドへと至る」過程として描き⁸⁾、トムリンソンは、それを「長期にわたる雇用政策の衰退」の過程と規定している⁹⁾。そこで、次に、イギリスの雇用政策のこの歴史的転換を、1980年の『 wilson委員会報告』をベースとし、A・バッドや栗田らの整理によりながら、若干ふり返ってみよう。

イギリスでは、1920-30年代の教訓と1944年のベヴァリッジ報告や政府の雇用白書の影響もあり、戦後長らく、例えば1970年代の労働党政権まで、「失業は需要問題と見なされ、政府は高い雇用に責任を負い、またそれを果たす政策用具をもつ」(A. Budd, 1996, p.91)ものと信じられてきた。

一方、現実の雇用情勢では、1959年まで、失業は予想外の低さにとどまり、直接的な財政リフレーションを必要としなかった。しかし、保守党政権のマクミランが蔵相であった1956年以降、完全雇用への政府関与と信用拡張が行われる一方で、インフレの危険と国際収支問題が出現するようになる。そして、「高い失業率を低下させる拡張的措置とその後の国際収支赤字によって必要とされた引き締め措置との間で、政策は揺れ動いた」¹⁰⁾。1968-73年の時期においても、イギリス経済の成長率に変化はなかったが（年平均3%）、財政引き締めおよび金融引き締めによる失業の急増(68-69年)と財政面からの強い経済刺

激策によるインフレおよび国際収支悪化（71-72年）が繰り返された（栗田，17-19頁）。そして、その解決として試みられたのが、「賃金の抑制と利潤・価格の固定」を目的とした「所得政策」であった。

その後の70年代には、ヒース保守党政権の所得政策や1974年～79年に至るキャラハン＝ヒーリー労働党政府の「社会契約」に見られるように、ドイツやスカンディナビアをモデルとする政労使の「三者連携合意」によって、インフレを抑制しようとするコーポラティスト的な政策が試みられた。

A.バッドによれば、このコーポラティスト的政策の動きは、政府が総需要の管理を通じて、現実の産出量を、したがって失業水準をコントロールできると示唆するケインズ主義の思想を基礎とするものであり、また、第一義的に「雇用者と労働組合の手中」にある「低いインフレ」と引き替えて、政府が「低い失業」を提供できるとの信念に基づくものであった（A. Budd, 1996, p.108）。

しかし、キャラハンの労働党政権2年目の73年になって、イギリス経済は、ついにオイルク・ライシスによる世界不況と外生的コストインフレの波をかぶり、スタグフレーションが一層深刻化することになる。そして、1973-79年には、年率1%という成長率の低下と73年の58万人から79年の143万人への失業率の急増が生じた。こうして、「この時期に、経済パフォマンスは全ての点—産出量と生産性、失業、国際収支、インフレーで過去30年間に見られなかったほど悪化した」（H. ウィルソン、19頁）。とくに、75年には、世界不況をかぶった景気後退や政府と労組の「社会契約」の実質所得削減効果によって、民間投資の減退と失業の増加が生じた。さらに77-79年には、北海油田の影響で国際収支は改善したが、為替相場の上昇と高いインフレによって産業の国際競争力が低下し、失業率も高水準を維持した（栗田、13-25頁）。

A・バッドは、以上のような財政の拡張政策や所得政策のほかに、70年代初頭に労働党政権が展開した政策として、雇用維持のための産業政策や労働組合の協力を得るための労組法の見直し、さらにはアウトサイダーたちのための職の創出計画や寛大な社会保障給付などをあげ、それらを全体として、「市場的解決から退却する一般的傾向」を示す「増幅されたケインズ主義」と特徴づけている（A. Budd, P.109）。

ところで、イギリス経済のパフォマンスが全

般的かつ急激に悪化する1976年にいたって、ケインズ的思考によって支配されてきた戦後雇用政策史に明確な転換が生じることになる。失業とインフレおよびポンド危機の三重苦の中で、労働党的キャラハンが、失業水準は、賃金と生産性の関係に依存するということ、また、需要管理は、独力では、失業のある任意の水準に導くために利用できないということを言明し、ケインズ主義的な総需要管理政策との実質的な決別を宣言するに至ったからである（A. Budd, P.108）。労働党的コーポラティスト的な「社会契約」政策は、これを契機とするTUCとの紛糾によって挫折し、この政策転換は、1979年の総選挙に勝利したサッチャー保守党政権によって一層厳格に追求されることになった。

戦後政策理念のこうした転換は、雇用の分野でとくに鮮明に示されることになる。保守党の雇用に関するより詳細な説明は、まず、キース・ジョセフ卿の『完全雇用の条件』に示された。A.バッドの整理によって示せば、それは、要するに、良好な雇用をめざす政策は、労働市場の働きをより効率的にする必要があるというものであり、こうした労働市場の高率化を阻む障壁（高い政府支出と借り入れ、高い租税、物価、賃金および分配の管理、非課税の社会保障給付、過剰な規制、ラディズム、賃金の弾力性に関する労組の妨害、被弾力的な議会制度、貸家市場の崩壊）は、政府の政策によって除去されるであろう、というものであった。（A. Budd, P.110）

ところで、A・バッドは、以上の戦後イギリスの雇用政策史の転換に影響を与えた経済学の動向にも注目し、「需要管理から所得政策を経由して供給サイドへと至った」イギリスの戦後雇用政策史の転換は、同時に「ケインズからフィリップスを経由して、フリードマンに至る」戦後政策思想史の旋回に対応するものであったと要約している（A. Budd, P.92）。そして、保守党の新しい経済政策形成に果たしたハイエクの役割について、バッドは、供給サイドの欠陥の主要原因がイギリスの労組活動にあるとする保守党の見方に知的源泉を提供した点にあったと指摘している。ギャンブルも、「経済学的教義」としてのケインズ主義への攻撃の主役はフリードマンたちのマネタリストであったことを認めているが、その一方で、「70年代のケインズ主義と社会民主主義に関するイデオロギー的批判を育む多くの着想のためのインスピレーション」を提供したのは、むしろハイエクであったと述べている（Gamble, 166）。

ギャンブルによれば、とくに、サッチャーが保守党党首となる1975年以降、保守党内部の路線転換をめぐる政策論争のなかで、ハイエクの著書が、経済問題研究所（IEA）や政治研究センター（CPS）等の「速成のシンクタンク」を通じて、サッチャーその他のイギリス保守党の主要メンバーに紹介され、こうして、ハイエクは急速に「路線転換の知的黒幕」と認められるようになった。（Gamble, 1996, P.167）。

いずれにせよ、70年代と80年代のイギリスにおける戦後雇用政策史の大きな転換のなかで、ハイエクが、フリードマンらとともに、ネオコンサヴァティヴの政策形成に深く関与したということだけは明らかであろう。そして、こうしたニューライトの政治学や経済学の影響のもとで、労働市場の効率性と弾力性を基礎とする供給サイドの重視が保守党の新たな政策理念となった。とすれば、ニューライトの経済学が、需要管理政策を拒絶し、供給サイドの諸条件をひたすら重視するに至るのはどのようにしてであろうか。そこで次に、この点について、ハイエクの見解を見ていくことにする。

3. ケインズの経済的帰結

先に見たように、80年代のイギリスにおいて、「経済学的教義」としてのケインズ主義への攻撃の先鋒を担いだ主役はハイエクであるより、むしろマネタリスト学派のフリードマンたちであった。とはいえ、ハイエクがこの時期に、経済政策に無関心であったわけではない。マネーサプライのコントロールに主たる政策的関心をもつマネタリストとは異なって、ハイエクの主要な政策的関心は、常に、「適切に機能する市場秩序」の回復のために要求される「制度と過程」についての理解にあった（Gamble, 1996, P.167）。

ハイエクは、「市場秩序の働き」に対する障礙を取り除き、その働きを促進するような仕方で政府の政策が再構築されることを望んだ。その際、「市場秩序の働き」が促進される第一の条件が通貨の安定であり、その働きを阻害し、解体するのが、「健全通貨の欠如」によるインフレに他ならなかった。したがって、ハイエクの攻撃は、何よりも第一に、雇用のために政府に拡張的金融・財政政策をすすめ、「インフレ失業スパイラル」をひきおこして、労働市場の正常な機能を阻害させたと彼が見なす「ケインズの誤謬」に向かられた。

ハイエクによれば、戦後イギリス経済の根本問題は、その永続的なインフレーションあるいは「インフレ的バブル」（W.A.ジョー）にあった。というのも、インフレは長期的にみれば市場構造の歪みとともに一層広範な失業をもたらし、ついには経済の破局に行き着くと考えるからである。

ハイエクは、1970年代のスタグフレーションへの処方箋を明らかにするため、第一世界大戦後のドイツのハイパー・インフレーションの歴史的経験を引きながら、激しいインフレがもたらす経済の破局について語っている。「インフレは完全雇用というゴール達成のために、一貫して加速していかなければならず、そうして、インフレが加速されていけば、市場経済の有効な秩序が遅かれ早かれ役に立たなくなってしまうところまで行き着かざるをえません。第二に、これは一番重要な点ですが、長期的にはそうしたインフレ政策は当初の目論見とは逆に、失業増大を一層不可避なものにしてしまう、ということです。…インフレがもたらす最悪のわざわい（は）、労働力が誤った方向に振り向けられるということ…。インフレは、ある種の職種を一時的に魅力的なものにする作用をもっています。だが、こうした職種は、インフレがストップするか、ときには、インフレ加速度が落ち込んだだけで、消えてなくなってしまうのです。…インフレで有効に入ったたぐいの仕事を温存していこうとすれば、市場秩序の完全な破壊につながりかねないのです」¹¹⁾。

70年代の「インフレ失業スパイラル」の中で、イギリス経済が急速に衰退していったのは何故か。70年代の世界的な不況とインフレの昂進のなかに、「市場秩序」の「避けがたい破局」をみたハイエクは、その原因をケインズの学説に求める。「現代の世界インフレの責任は、遺憾ながら、全てケインズ卿の教義を進んでうけいれた経済学者たちにある。われわれが経験しつつあるのは、ただケインズ卿の経済学的帰結にすぎない」（Hayek, 1978, p.192）。

そこで、ハイエクは、ケインズの誤謬の根拠を明らかにするために、1920年代のイギリスのボンドの過大評価とデフレによる失業問題についてのケインズの誤診にまでさかのばる。ハイエクによれば、ケインズの誤謬の根源は、要するに、高すぎる平価による一般的な賃金水準の過大という特殊な原因に由来するこの時代の失業を、誤って「不十分な総需要」という一般的な原因にもとづくものと考えたその「致命的な発想」にあった。

ハイエクにとって、70年代における今日の事情

は、もはやかつての特殊的事例とは異なるものである。イギリスの高失業の真因は、需要サイドの一般的な賃金水準でも、一般的な需要水準でもなく、供給サイド、すなわち総需要の構成（配分）に適応しない総生産の構成（配分）の歪みにある。そして、この供給サイドの歪みは、労働の部門間移動を阻害する過大な「相対的賃金」（均衡賃金からの逸脱）に原因があった。過大な相対賃金は、縮小すべき部門に労働を引き留め、新たな労働を吸引すべき拡大部門への労働の移動を阻害するからである。「失業の原因は、自由な市場と安定した通貨供給のもとで達成するはずの均衡価格・賃金に逸脱が生じることによる」（ハイエク、1977、194頁）。

こうして、ハイエクによれば、今日の失業の原因は「均衡価格・賃金」の逸脱＝過大な相対賃金にあった。しかるに、ケインズは、「総需要不足」という「致命的な発想」によって、その真因を誤認し、そこから新たな誤謬に至る。つまり、それは雇用のための「安上がりで、手っ取り早いやり方」を政治家や通貨当局に提供するという誤謬である。「この理論は、人気取りにあがく政治家達が最も苦手とするところの厳しい規則の大半をゆるめることを約束した」（同上、195頁）。

ケインズは、完全雇用のためのこうした安直な方法の有効性を示唆することによって、戦後の多くの諸国の中を擴張的な財政・通貨政策に導いた。政治家や通貨当局による安易な信用創造を厳しく制限した均衡財政、金本位制、固定為替制度などの伝統的システムは、ケインズの影響下で解体された。ブレトンウッズ体制は世界インフレの基盤をすえ、70年代の変動為替制への移行はそれを加速させた。雇用維持をめざす総需要管理の方法は均衡財政を課した従前の諸規則を解体した（同上、194-5頁）。

ハイエクによれば、25年間にもわたる経済的な「大繁栄」を続けた戦後西欧世界のいわゆるゴルデン・エイジは、こうして「経済の自動調節ブレーキ」の全てを取り除き、信用の永続的な拡張あるいは「インフレのバブル」（ジョー）によって「超完全雇用」を達成した「特異な時代」であった。しかし、通貨供給のこうした過剰な拡大は、結局「野放しのインフレ」に導かざえうをえず、それがもたらす危険は市場機能の破壊と労働分配の歪みであり、さらに一層広範な失業であろう。そして、ハイエクは、1970年代の現在、われわれは「市場秩序」の「避けがたい破局」に直面していると警告したのである（同上、186頁）。

4. 失業補償制度の有害な働き

すでに見たように、ハイエクによれば、70年代の「インフレ失業スパイラル」は、完全雇用に関する政府責任と総需要の維持というケインズ主義的な政策イデオロギーにとらわれた政府が財政拡大のために通貨当局に信用拡張を強いるという政府の安直な金融財政政策のせいであった。そして、こうした政府のインフレによる雇用維持政策は、結局労働組合の過大な賃金要求を支援し、そのことによって、労働市場における生産的資源配分を歪め、失業を生みだす究極の原因となった。ところが、ハイエクによれば、ベヴァリッジが失業による「所得中断」を救済するために不可欠の社会保険制度を考えた失業補償制度も、労働組合のこうした過大な賃金要求を許すことによって、失業をひきおこす原因となるという点で、政府の完全雇用政策と同様の役割を果たすことになる。

ハイエクは、失業した「全ての者に保証される最低限以上の給付」を支持する戦後の主流派の議論について、それは、「大不況期の広範な失業」を前提するものにすぎず、今日一般的には妥当しないとする。というのも、失業の原因には他にも予測可能な季節的な原因によるものや高賃金（これは労組によるか産業の衰退による）を原因とするものがあるからである。

ハイエクによれば、今日の失業問題の主要原因是とりわけ後者の高賃金にある。そして、この高賃金の第一の元凶は、後に詳しく見るよう、企業に高い相対賃金を押しつける「労働組合の強制的な活動」にあり、次いで、完全雇用をめざす需要管理政策と失業補償制度がそうした労働組合の過大な要求を許し、支援する点にあった。

とくに、失業補償制度は失業者の復職を妨げると、ハイエクは、以下のように批判している。「いわゆる失業保険という強制組織は、相異なる集団のあいだの相対的報酬を『修正』し、安定的職業の犠牲において不安定職業を補助し、その上、高い雇用水準と相容れない賃金要求を支持することに常に利用される傾向がある。それゆえ、それは、長期的には治療しようと思っている弊害をさらに激しくすることになる」¹²⁾。彼は「このような制度は、組合の政策が生み出す失業に対する責任を組合に負わせることなく、…国家に負わせる」とも言う。

もともと、ハイエクにとって、政府による強制保険制度は、「社会正義」に基づく所得再分配制度の一環として、「多数者が少数者から、後者の

方が富裕であるという理由で取り上げる」という意味で、「自由社会」のためには一般的に有害無益のものであったが¹³⁾、さらに、失業補償のためのこの制度は、直接には失業者の復職を妨げ、間接的には労組の理不尽な高賃金要求を許すという働きによって、失業増加の原因ともなるということである。

ハイエクは、こうして、失業補償制度が再分配に基づき、かつ失業の原因となるとの見地から、その廃止を提言し、「まことの（私的競争的-筆者）保険制度」に漸進的に切り替えていくべきだと主張した。そして、ハイエクのこうした議論は、1980年代のイギリスでIEAに属したニューライトの経済学者たちに強い影響を与えた。例えば、リバプール大学のミンフォードは、当時の失業の元凶として労働組合と失業給付金制度を攻撃し、サッチャー政権に労組の弱体化と給付金の削減を提言している。¹⁴⁾

ミシュラは、サッチャー政権が失業者をどのようにあつかったかを問い合わせ、この新保守主義の政権が、失業手当の給付に大ナタを振るった事情を報告している。すなわち、イギリスでは、1981年に失業保険の基礎的な一律給付に付加された報酬比例部分が削減され、翌82年に廃止された。次いで、同年、失業保険の諸給付が有税となった。そして、長期的な失業が増加するにともない、失業者とその扶養家族は、ますます多くミーンズテストを受ける公的扶助に頼らなければならなくなつた(Mshra, 1990, p.22)。

5. 完全雇用責任とデフレ・ショック

ハイエクは、「失業の治療」には、1944年の雇用白書によって公約した政府の雇用責任を放棄しなければならないという。これはいかにも刺激的な逆説ではある。しかし、それは何故か。

ハイエクによれば、失業の治療には、賃金の弾力性と労働者自身の移動性が必要であり、政府の完全雇用政策はそれらを妨げるからである。(Hayek, 1960, III.P302, 訳68-9頁)。その際、「賃金の弾力性」とは、要するに、貨幣賃金が労働の需給構造の変動を敏感に反映して、永続的に変化することである。後に詳論するように、ハイエクは、労働の需給構造を反映したこの相対賃金の変動に応じて、労働者が諸部門の間を柔軟に移動することができる「自由な労働市場」では、長期に及ぶ失業は発生しないはずであると考えた。

ハイエクは、失業の通常の発生原因を次のよう

に説明している。「失業の循環的波動の普通の原因是、需要が産出物とサービスの間に分配される仕方と諸資源がそれらの生産に投入される比率との間の食い違いにある。もし、労働が諸産出物に対する需要にしたがって配置されないとすれば、失業が存在することになる」¹⁵⁾。

そして、ハイエクによれば、こうした労働需給のミスマッチをひきおこす現代の主要原因は、拡張的な金融・財政政策（完全雇用政策）にあった。なぜなら、後者は、インフレとそれがもたらす過大な相対賃金を通じて、フレキシブルな労働移動を妨げるからである。

したがって、「失業の治療」のためにまず必要なことは、そうしたインフレを沈静させることであり、したがってまた、通貨供給の拡大による政府の完全雇用政策をキッパリとやめることであった。ハイエクは、「英國は、1944年版白書で打ち出した完全雇用の公約を、今や破り捨てていかねばならない」とするリース＝モグの見解に賛意を表明し、完全雇用責任の放棄が「政治経済の一大革命を意義づけ、正しい政策への復帰の大きいなる一歩です」と声援を送っている（ハイエク, 1977, 209頁）。

だが、失業の現代的な発生メカニズムについてのハイエクのこうした説明は、どの程度正当でなのであろうか。ハイエクの主張の妥当性をはかる上で示唆的であるのは、W. A. Johr のハイエク批判であろう。彼は、そこで、ハイエクは、国際収支の赤字やユーロマネー市場の成長あるいは巨大な国際資本移動というような別のより大きな要因を無視して、現代失業の原因をもっぱら完全雇用政策と戦後インフレに帰すことによって、完全雇用政策と戦後インフレを過大評価しただけでなく、インフレと全般的なデフレ=失業の因果連関を説得的に示すのにも失敗していると厳しく批判している。¹⁶⁾

それはともかく、こうして、ハイエクは、「失業の治療」には、まずインフレの沈静が必要であり、そのためには、1944年の政府雇用白書が公約した政府の完全雇用責任を破棄することが必要だと主張したのである。そうだとすれば、一体、この刺激的な逆説を実現するハイエクの処方箋はどのようなものであろうか。

ハイエクは、まず、インフレの鎮静策として通貨供給の急激な抑制を提起する。ハイエクは、インフレ問題解決の選択肢として、1)「全ての経済活動が完全に崩壊」してしまう「野放しのインフレ」の放置、2)「中央志向型の全体主義的経済シ

ステム」への道としての「賃金・物価の統制」、3)「断固として通貨量の増大を断ち切る」道、といった3つの可能性を示した。しかし、ハイエクにとって、現代経済の根本問題がインフレにある以上、われわれには第3番目の選択しか残されていない。その際、この最後の選択には「直ちに相当深刻な失業の発生」が伴うという問題があつたが、ハイエクはそれを過去のケインズ的政策の不可避的結果と見なして、無視する(ハイエク、1977, 188頁)。いずれにせよ、こうして、1960年の『自由の条件』から1984年の『80年代の失業と労組』に至るまで、インフレの沈静化には急激な「抑制的通貨政策」による「一時的なショック」が必要だとするのが、ハイエクの一貫した見解であった。

ハイエクは、通貨削減の短期的ショックを選択するのは、インフレの沈静に不可避的に伴うと彼が考えるデフレ効果の苦痛を最小限のものにするためだとしている。インフレの「停止」あるいは「緩慢な減少」のいずれの場合でも、「デフレ効果」による「広範な失業は避けられない」。その際、「民主的政府が何年にもわたる緩慢なインフレの減退過程をもちこたえうるとは考えられない」が、「劇的カットは、苦痛ではあるが、近い将来に希望があれば、耐えられる」とハイエクは考えた(Hayek, 1984, p.23)。

ところで、こうしたハイエク的なデフレ政策が、80年代のサッチャー政権によって非妥協的に実行されたことは、すでに衆知のことである。サッチャー政権のハウ蔵相は、まず公共部門の借入抑制のために、公共支出の削減を断行した。そして、その結果は激しいリセッションと失業であった。カルドアによれば、「政府は、マネーサプライの増加あるいは公共部門の赤字の削減のいずれ…でも、公表された目標は達成できなかつた。だが、…彼女らは、深刻な経済後退…を創り出すことには成功した」¹⁷⁾。そして、このデフレ政策は、何よりもまず高い失業率をもたらした。ミシュラの報告によれば、1950年代と60年代のイギリスにおいて1~2%の間であった失業率は、70年代に上昇し始め、70年代末に、4~5%の間を変動していた。しかし、サッチャー政府のデフレ政策が世界的リセッションと一致して、失業の急増をもたらしたとき、失業者数は、79年の130万人から81年の250万人に増大し、失業率は4.5%から9.1%へと倍増した。85年の初頭には、公式数字で、300万人、非公式見積もりでは400万人の13%と考えられた(Mishra, 1990, p.20-1)。

ハイエクが劇的な短期のデフレ・ショックを選択すべきだとした理由は、「如何なる政府も、…10%の失業を意味するような政策を2年ないし3年間も持続できるかどうか疑問である」(ibid, p.23-24)と考えたからであった。しかし、サッチャー政権は、そのデフレ政策によって、少なくとも9~10%の失業率を5年間も持続したわけである。こうして、ハイエクの、「雇用責任の放棄」が「失業問題の解決」だとする逆説の実験は、彼の明言した2~3年どころか、5年にもわたるデフレ不況のなかでも、ついに検証されることはなかった。そして、ハイエクが提言し、サッチャー政権が実行したデフレ療法が実証したことは、ハイエク的「逆説」であるより、むしろミシュラが指摘する「逆転」、すなわち「失業は、少なくとも短期的には、解決すべき問題であるより、むしろ問題解決の一部となつた」という「逆転」であった。そして、失業が「問題解決の一部となる」ということは、70年代末のイギリス雇用政策の転換に関連して、A・バッドが指摘したように、「失業の急増によってインフレを解決できる」とする新保守主義の政策的含意を示唆するものである。

だが、ハイエク=サッチャー的なデフレショック療法が与えた社会経済的な影響はそれにとどまらなかつた。この失業増大は、長年にわたるイギリスの労使関係を変貌させ、イギリス社会を構成する利益集団間のバランスを変革することにもなつたからである。栗田は、サッチャー政権のデフレ政策は、「労働組合という最大のプレッシャーグループの押さえ込みによって、イギリス社会を構成する利益集団間のバランスを変え、それまでの政策決定のメカニズムを変えることに寄与した」と論じている(栗田, 103頁)。そして、ハイエクも、こうした不況と失業というデフレ効果が市場ベースでもたらす労使関係への影響を鋭く見抜いていた。彼は、『自由主義とは何か』のなかで、この急激な「抑制的通貨政策」による「一時的なショック」がどのような効果をもつかについて次のような言及をしている。つまり、通貨供給の急激な削減とそれがひきおこすリセッションによって、「貨幣賃金の硬直性…または、ある特定分野の貨幣賃金の減少に対する抵抗を打破できるのではないか、またそうすることで、市場の力関係に基づいた賃金の相対的関係を復活させることができるはずである」(ハイエク、1977, 205頁)と。

ハイエクが提言した政府の完全雇用責任の放棄

とデフレ・ショックは、結局、失業の解決を保証しなかったが、労使関係における力のバランスの変更には寄与した。そして、ケインズ主義的完全雇用政策から自由な労働市場政策へとその強調をシフトするハイエク政策論の核心がここに示されていると言えよう。

6. 自由な労働市場と労働組合

ハイエクの労働組合についての見解は、全体として極めて否定的である。ハイエクは、イギリスの労働組合活動は、市場の需要にフレキシブルに適応せず、同時に労働者の繁栄を阻害すると厳しく批判する。

ハイエクによれば、労組は、もともと自発的なアソシエーションとして出発した。だが、1906年のTrade Union Dispute Actの成立以来、それは、威嚇的ピケットやクローズドショップ、さらにはデマーケーションルール等の独占的権力を行使し、労働者の有利な就労機会を奪い、また、過大な賃金を企業に押しつける「強制組織」となった。

ところが、一方、「高賃金での完全雇用」(ミル)は「機能しつつある市場」においてのみ達成可能である。なぜなら、そこでは、フレキシブルな相対賃金の変化が労働者に「彼が社会的生産に最も大きく貢献できるのはどこかを知らせる」働きをするからである(Hayek, 1984, p.18)。したがって、「機能的な市場と強制力を持つ労組は共存できないないし」、「労組が生き残りうるのは、自由な市場制度においてだけである」。換言すれば、イギリスの「労働組合は、彼らの合法的な強制力を通じて、自由市場を破壊する」(55)。

ハイエクによれば、「現代の労組活動の最悪の結果」は、生産性や実質賃金の成長を阻害するだけでなく、それが「失業の主要原因」であったという点にある。労組の制限的活動による高賃金は、均衡賃金からの逸脱と労働の需給構造の不一致を通じて、不可避的に失業をもたらさざるをえない。その際、現代のインフレ失業スパイタルとの関連で重大なのは、イギリス政府がこうした「労組の圧力」を支持してきたということである。政府は「他のものを犠牲にして利得するための力の広範な行使」を支持してきただけではない。さらに、政府は、拡張的金融・財政政策を通じて、労組の賃金圧力に便宜を与えてきた(Hayek, 1984, p.55-56)。

ハイエクによれば、現代のインフレを経営が高

い賃金を価格に転嫁して生じたものとする、「コスト・プッシュ・インフレ」論は、誤っている。だが、ケインズ主義システムの諸条件の下では、「コスト・プッシュ・インフレ」は真実となる。なぜなら、ハイエクによれば、このインフレは、労組の過大な賃金要求が、完全雇用の維持に関する政府の拡張政策によって支援された結果であるからである(Hayek, 1984, p.19)。だが、こうしたインフレによる雇用維持は、「賃金上昇の雇用に対する影響（失業—筆者）を一時的に隠蔽する」ものにすぎず、労働市場の需給変動への「適応の累積的遅れ」に導き、たんに「混乱を後に蓄積する」にすぎない。そして、ハイエクは、インフレのこうした事後的影響は経済学者たちに無視されてきたが、「インフレは、しばらくして沈静させなければならない限り、過去のインフレに対する主要なペナルティ（失業—筆者）が支払われねばならない」(Hayek, 1984, p.19)と強調する。

ハイエクは、このように、インフレ失業スパイタルによって現代のイギリス経済を衰退させる最大の元凶が、イギリス労働組合の合法的特権にあるとみなしたが、イギリス労働組合のこうした特権は、1906年の自由党内閣によって成立させられた労働組合訴追法(Trade Union Dispute Act 1906)にもとづくものであった。そして、ハイエクは、この立法以来、「イギリスの労働組合が享受してきた諸特権（クローズドショップ制やピケッティングの訴追免責）が、労働者の生活水準の引き上げに対する最大の障害となってきた」(Hayek, 1984, p.52)と批判する。ハイエクは、労組の統制的活動が、部外者の有利な就業機会を奪い、その賃上げ活動が、「労組をもたない場合と比較して」、実質賃金の低下を引き起こし、(Hayek, 1984, p.53)，さらに悪いことには失業の増大をもたらした。ハイエクは、ここでもその歴史的、社会経済的な検証抜きの断言に終始するにすぎないが、「労働組合の特権が、労働階級の繁栄を阻害する」かぎり、イギリス再生の見込みはないし、加えて、もしイギリスが「自由経済に復帰する何らかの希望がある」とすれば、それは「労働組合の力」を事実上にせよ、法律上にせよ、「適当な範囲内に限定する」ことができるかどうかにかかっていると断言して（「自由企業と競争秩序」159(117)），サッチャー政府に、1906年の労働組合訴追法の廃止を勧告するのであった(Gamble, 1996, p.171)。

ハイエクにとっての最優先政策課題あるいは至

上命令は「適切に機能する市場メカニズムの再建」であり、それは市場変動に即応する企業の競争条件の「フレキシビリティ」、とりわけ労働と賃金における「フレキシビリティ」の回復によって実現されなければならなかった。そして、ハイエクは、まず第一に抑制的な通貨供給ショックによる「短期的デフレ効果」を通じて、また第二には、イギリスの労働組合の力を「適当な範囲に限定する」ための労使関係制度の変革によって、それを実現すべきだと主張したのである。

だが、ハイエクにおける労働市場に関するこうした「フレキシビリティ」論は、今日の多くの論者が指摘しているように¹⁸⁾、労働者大衆にとっては大変「過酷なコスト削減モデル」（ピオーリ）であり、また、スカンディナビア諸国におけるネオコーポラリスト的な「フレキシビリティ」の追求とは異質のものであった。例えばスウェーデンの場合には、全国的交渉制度を基礎とし、職業訓練諸制度¹⁹⁾を媒介とする労働の流動性の促進と公共部門を含めた代替雇用の創出といった「積極的労働市場政策」により、「戦後福祉国家の基本的構成要素（完全雇用）を犠牲にすることなしに、1973年と79年のOPEC価格の上昇によって引き起こされた鋭い危機や75年と82年の不況を持ちこたえてきた」（Mishra, 1990, P.51）とミシュラは語っている。

ところで、こうした社会民主主義的な「積極的フレキシビリティ」とは異質のハイエク的な「消極的なフレキシビリティ」の追求はどのような結果をもたらしかたどうか？例えば、80年代半ばのイギリス経済の場合、確かに新保守主義のサッチャー政権はいわゆるマネタリズムのデフレ政策と労働組合弱体化政策によって、失業を急増させることはできた²⁰⁾。また、これらの政策は労働生産性の急上昇を結果としたとはいえ、決して産業の拡大と雇用創出をもたらさなかった。というのも、この生産性の上昇は失業の急増の反映にすぎなかつたからである²¹⁾。ハイエク的な「フレキシビリティ」論が「過酷なコスト削減モデル」といわれる所以である。こうして、抑制的通貨政策と労働市場の弾力化・流動化の政策よって、一時的な失業の増加にもかかわらず、経済の拡大と雇用問題の解決が短期間に実現されるだろうとのハイエクの期待は基本的な点では実現しなかった。

ところで、ギャンブルは、『イギリス衰退の100年』のなかで、「イギリス病」といわれるようになった現代イギリスの経済衰退の原因をめぐる諸見解を紹介しているが、そのなかの2番目の見解

として、イギリスの長期的停滞の原因是「所得の分配と産業統制をめぐる未解決の闘争によって行き詰った政治体制」にあるとするイギリスの多くの社会主義者が支持する見解をあげている。それによれば、「彼らは、イギリス経済の衰退を説明する際の決定的要因は、イギリスの労働者階級の自衛力である」と論じている。…この組織された自衛力を政治的に利用するか、ないしは打破するかのいずれにも失敗したことが、引きつづく衰退の主要原因と見なされている」²²⁾。イギリスの衰退のひとつの原因を強い労働組合にみる点で、ハイエクの見解がイギリス左翼の見解に極めて近いことが分かる。しかし、その政治的結論は言うまでもなく正反対である。イギリスの左翼が、労組の自衛力の政治的利用が望ましいと考えるのに対し、ハイエクはその打破を選択する。

それでは、ハイエクは、イギリス労働組合の強い組織的自衛力をどのようにして打破するのであろうか。これまでに見たように、労働組合に対するハイエクの評価は極めて否定的であった。しかし、彼はそれを非合法化するまでの用意はない。それどころか、「もちろん、私は労働組合やその歴史的メリットを否定するものではない。あるいは、それが自発的団体として存在する権利に異議を唱えるものではない」（Hayek, 1984, p.51）とも語っている。ハイエクにとって、打破すべき標的は、現代の労働組合の合法的「自衛力」、ハイエクの言葉でいえば、「特權」に基づく「強制力」あるいは「独占的あるいは制限的行動」にあった。

ところで、ハイエクの『80年代の失業と労働組合』では、奇妙なことに、労働組合の「強制力」の行使によって被害を被るのは、ほとんどもっぱら労組の「構成員」や「他の労働者たち」ということになっている。換言すれば、そこでは、ストライキやピケットにおいて直接利害対立の当事者となるはずの企業経営側の利害については、ほとんど触れていない。イギリスの労働者階級の敵は、もっぱらイギリス労働組合会議（TUC）の組織的「強制力」にあるというわけである。換言すれば、政府や経営組織を組織労働に対決させるのではなく、労働者を労働組織に対決させようとするこうした論法こそが、イギリス労働組合の自衛力を打破するハイエク的なやり方であった。そして、この論法は、サッチャー政権の労使関係政策に強い影響を与えた。この点は、イギリス保守党政権のもとで成立した1980年雇用法の狙いが「組合員をして組合員と闘わしめる」点にあり、

「これがサッチャー内閣の特徴であった」と論じた栗田の分析において鮮明に示されている。

その際、ハイエクが、労働組合の「強制力」を打破するために、「労組員をして労組員と鬭わしめる」のは、労組の合法的権利の制限によってであった。それでは、ハイエクは、制限すべき労組の権利の範囲と程度をどのように考えたであろうか。

ハイエクは、「労働組合が生き残りうるのは、自由な市場制度においてだけだ」(Hayek, 1984, p.55)と語っている。そのことが含意する第一のこととは、労働組合は、その強制的な統制力によってではなく、「個人の自由の原則」によって組織されるべきだということであり、また、何よりも労働者の利益の最大化のために、個人の自由な就業機会の選択が保障されなければならないということである。そのことが、第二に含意しているのは、労働の供給（労組）側は労働需要（企業）側の条件変化にフレキシブルに適応しなければならない。そうでなければ、労働の供給側は、失業というペナルティを受けることになる、というものである。

ハイエクは、労働市場についてのこうした考え方を極めて抽象的な言い回しで、次のように述べている。「一般的雇用率は、需要の分配と供給の分配の照応の度合に依存する。そして、それ自体を需要の分配に適応させなければならないのは、まさに供給の分配であろう」(80s Unemployment, p.17)。したがって、公正な労働組合が、「自由な市場」において、ひきうけねばならない責任は、「個人的自由の原則」に立って、市場ベースの交渉を行うこと、また、それを通じて、労働需要（企業）側の条件変化にフレキシブルに適応することである。そして、そのかぎりで、労働者の团结とストライキは正当と見なされる。換言すれば、ハイエクにとって、労働組合の権利は、自由な市場制度が円滑に機能する範囲と程度に制限されねばならないということである。

ハイエクは語っている。「有効に機能する労働市場なしには、有意味なコスト計画も、資源の効率的な使用もありえない。換言すれば、多様な労働を変化する需要に継続的に調整するには、真実の労働市場が必要であり、また、そこで多様な労働の賃金が必要と供給によって決定される必要がある。そうした市場は、公正で、強力な労組とさえ共存できるが、それができるのは、過大な賃金要求がひきおこしかなる失業に対しても、労組が責任をひきうけるかぎりにおいてである。」

(Hayek, , 1978, P.195)

しかし、ハイエクのこうした個人主義的自由に基づく労使関係の主張は、第一に、集団的交渉を通して発展してきたイギリスの集団的労使関係の歴史を逆転させ、もう一度個人的労使関係に引き戻そうとするアナクロニズムを含むものであろう。また、それは、労働組合の地位と役割は労働の需要側（企業経営）の「有意味なコスト計画」や「資源の効率的な使用」に従属すべきだとするハイエクの第二の見解と一つになって、究極のところ、労働組合無用論ないしは「ノン・ユニオニズム」に行き着かざるをえないであろう。

こうした労使関係の自由主義的再編は何をもたらすであろうか。栗田は、それが「使用者と労働者間の、あるいは個々の労働者間の果てしない抗争」と「国民の分裂」を招くことはあっても、労使間の「正常化」に近づく保証はない批判している（栗田, 127頁）。

ハイエクの以上のようなイギリス労働組合批判と労働市場政策論は1980年代の初頭に、サッチャー政権の労使関係政策として実行に移された。まず、1980年雇用法、次いで1982年雇用法、さらに1984年の労働組合法の成立がそれである。1980年雇用法はクローズドショップやピケッティングなどの制限を狙い、1982年雇用法は、労組の免責を基本とするイギリス労使関係法の転換を意図し、さらに1984年の労働組合は、労組の内部運営に対する法的介入を企てるものであったが、それらのいずれもが、すでに見たようなハイエクのイギリス労働組合批判と労働市場政策論を想起させるに十分な内容であった。栗田によれば、保守党のこの改革の一貫した特徴は、「政治権力と労組の対立関係において…ではなく、使用者あるいは組合員と労働組合との対立関係における使用者や組合員の権利を擁護し、その権利の行使を促すことによって、労働組合を規制しようとする」点にあり、その政治的意図は、「労使関係をもう一度自由主義的原理の世界に還元し、使用者と個々の労働者の間の個別の労使関係を労使関係システムの基盤にあらためて据え直そうとする」ところにあった（栗田, 126頁）。

要するに、サッチャー政権のデフレ政策は、失業の急増をもたらすことによって、労働組合を押さえ込み、イギリス社会を構成する「利益集団のバランス」と「政策決定のメカニズム」を変えることに大いに寄与したが、さらにその「新しいメカニズム」が実際に動くために必要な「制度的条件」を整える試みがサッチャー政権による「労使

関係の制度的改革」であった。

雇用の維持をめざして組織される労働組合の弱体化が、完全雇用に対する政府責任の放棄とともに、イギリスの失業問題と経済衰退を解決する根本方策だとするハイエクの逆説的政治的含意がここに鮮明に示されている。そして、このことを1944年の論文「完全雇用の政治的側面」における次のようなM・カレッキーの指摘に照らしてみれば、失業と雇用をめぐるハイエクの逆説的主張の歴史的意味もまた一層明確となろう。カレッキーは、そこで次のように論じていたのである。「『完全雇用資本主義』は、もちろん、労働者階級の力の増加を反映する新しい社会的および政治的システムを発展させなければならない。もし、資本主義が完全雇用に自らを適応させることができるとすれば、そこでは根本的な改革が実現されなければならないであろう。もし、そうでなければ、資本主義が時代遅れのシステムであることが明らかになるであろうし、スクラップ化されるに違いない。…ファシズムは、ドイツでは、恐るべき失業という背景と対決して成長したし、また、それは、資本家の民主主義がその達成に失敗した完全雇用を保証することによって、権力を維持した。それ故、進歩派勢力の完全雇用のための闘いは、同時に、ファシズムへの回帰を阻止する道もある」²³⁾。

ハイエクとカレッキーとは、資本主義と完全雇用の関係という同じテーマを分析した。しかし、両者の政治的結論は、「正反対」である。その際、ギャンブルも指摘しているように、カレッキーにとって、1930年代にその政治的正当性を喪失した資本主義が、ファシズムを回避し、民主主義と共に存できる唯一の方法は、「財産所有者と労働力の所有者の間における力の基本的な移動」という歴史的現実を前提する限り、富の相当の再分配と経済的・社会的保障の増加を許容する大改革以外にはなかった。そして、こうした改革は、戦後のケインズ主義的福祉国家において達成されたのである。これに対し、ハイエクは、もしインフレを停止させ、長期的繁栄の諸条件が創出されなければならぬとすれば、完全雇用の政府公約、強化された労働組合の保護、および集団的福祉計画の増大という戦後の政策体系は廃棄されねばならず、その根底にある利益集団間のバランスが逆転されなければならないことを明らかにした(Gamble, 1996, p. 172-3)。

要するに、完全雇用をめぐるハイエクの逆説的主張は、個人主義的自由の立場から、ケインズと

ベヴァリッジに始まる戦後イギリスの集産主義的制度・政策体系に対抗し、その根底における逆転を目指すものであったというその歴史的意味が、こうして今や一層明らかとなる。

7. 結びにかえて

— 対外制約と供給サイドの重視

ハイエクは、戦後ブーム期の「超完全雇用」の原因をケインズ主義的な通貨膨張のせいにし、またそうした政策とそれに支援された労働組合活動のもたらしたインフレ的バブルの累積的帰結が70年代の猛烈なstagflationだったと主張した。

しかし、ハイエクのこうした見解に対して、戦後の経済問題の全ての原因をケインズ学説とケインズ主義国家の機能に帰すことによって、ハイエクがそれらを過大に誇張しすぎるとするトムリンソンの批判がある。彼によれば、ゴールデン・エイジにおける完全雇用は、私的投资の浮揚や国際貿易の拡大の結果であったし、また、70年代の激しいstagflationと国際収支危機は、政府政策の直接的影響であるより、むしろ60年代以降の西欧世界における経済的相互依存の成長やOPECの石油戦略を背景とする市場価格変動によるところが大であった²⁴⁾。

トムリンソンは、さらに、別の箇所で(*Employment Policy*)、1944年の連合政府の雇用白書から1985年のサッチャー政府の雇用白書に至る歴史を分析し、その過程がイギリスにおける「長期にわたる雇用政策の衰退」であることを明らかにし(Tomlinson, 1987, p.160)、その衰退過程の背景に、①イギリスの対外市場(国際需要)への依存の増大と②70年代の欧米諸国間での企業の多国籍化や国際資本移動の進展があったことを指摘している(Tomlinson, 1987, pp.165-69)。

第1の点は、60年代以降のイギリス経済の国際化が一国ケインズ主義の機能不全をひきおこしたものであり、リビエツによっても確認されている。すなわち、60年頃までの欧米資本主義は一国的閉鎖体系によって好循環を維持してきた。ケインズ主義的福祉国家政策に立脚した社会民主主義政府は、こうした閉鎖体系のもとで成功をおさめることができた。「フォード主義諸国における購買の上昇は、全てその国の企業の需要増加につながった」²⁵⁾。しかし、EECの成立と経済の自由化が進展する60年代以降、GNPの急成

長をはるかに凌ぐ貿易の拡大が生じ、工業諸国の相互浸透が飛躍的に進む²⁶⁾。そして、こうした経済の「国際化とともに…外国の供給者が進入した」(リピエツ)。とくに、イギリスや合衆国のように国際競争力の相対的弱化をきたした諸国においては、ケインズ主義の需要管理政策による購買力の上昇(消費・投資の拡大)は、インフレとともに、輸入超過と国際収支の悪化をもたらした。これが、イギリスにおけるケインズ主義的完全雇用政策の機能不全と混乱の第一の原因であった。

トムリンソンが指摘する、一国ケインズ主義の機能不全をひきおこした第2の原因是、70年代の欧米諸国において、企業の多国籍化や国際資本移動が進展するなかで、リフレーションや完全雇用政策などのケインズ主義的な国内政策が多国籍企業や国際金融筋に「不人気」の的となつたということである。キャラハントヒーリーの労働党政権は、こうした対外圧力を背景とするIMFのマネタリスト的要求に屈したため、TUCとの「社会契約」を放棄し、結局、サッチャー政権のデフレ政策に道を開かれざるをえなかつた²⁷⁾。

トムリンソンによれば、サッチャー保守党政権が追求したのは、国際需要の維持や国際資本の要求という対外制約に積極的に「適応」することであつた。ネオコンサヴァティヴの政策理念が、市場における供給サイドの諸条件を重視する一方で、ケインズ的需要管理政策を拒絶し、雇用や福祉に関する国内要請を抑制あるいは放棄するに至るのはそのためであった(Tomlinson, 1987, pp.170-171)。

トムリンソンは、さらに、1985年雇用白書の分析から、サッチャー政府のこうした政策選択の根底に、「対外的成り行きは、政府によるコントロール外の、全く外因性のもの」とするニューライトに共通した確信があることを指摘している。そして、一旦、「国際経済が(政府)のコントロールを越えた単なる対外的力である」と認めるられてしまえば、政府政策の焦点が、「国内経済の純粹に供給サイドの諸要素」に向けられるようになるのは「ある種の道理」でもあった。そして、ハイエクがこうしたネオコンサヴァティヴの政策的確信に強い影響を与えたことはいうまでもなかろう。

ハイエクは、その競争論(「競争の意味」)のなかで、「完全なる知識」を前提とする新古典派的な「完全競争論」を批判しながら、「経済問題とは、変化する市場の諸条件への迅速な適応であ

る」ということを繰り返し強調し、市場の主体が、情報機構としての価格の変動を目安としながら、競争過程の中で、市場の変化する諸条件にどのように「適応」していくかを論じた。ハイエクにとって、市場は、個人や政府の限られた知識によるコントロールを越えた規模と複雑さをもつものであり、市場行動において、効率性を達成し、成功をおさめようとするのであれば、市場の広範な情報を反映する価格や賃金の自由な変動に迅速かつ柔軟に「適応」していくほかなかった。彼は、こうした市場条件への「適応」過程としての競争の論理に立脚し、「完全なる知識」という幻想にもとづいて、「政府の経済管理」を容認する主流派経済学を徹底的に批判する一方で、政府による「コントロール」を自由な市場秩序を破壊するものとして徹頭徹尾拒絶したのであった。その意味で、ハイエクにはケインズ主義的政策システムを受け入れる素地がはじめから全くなかつたとも言える。ハイエクは、こうして、完全雇用政策からフレキシブルな労働市場政策へとその強調をシフトさせ、そのシフトを達成するための政策手段としてデフレーションと失業補償制度の廃止、さらに労働組合の弱体化を提言したのであった。

こうして、サッチャー政権によるケインズ的需要管理政策の拒絶と供給サイド重視(労働市場)政策の展開は、「雇用政策の廃止によって、雇用政策と国際的拘束との矛盾を解決しようとするものであった」(Tomlinson, 1987, p.173)。しかし、トムリンソンは、これが、明らかに「唯一可能な解決」ではないこと、また、一国ケインズ主義の「ユートピア」やネオコンサヴァティヴの解決とは異なる「オルタナティヴな道」のあることを強調し、「より一層積極的な政策」として、次のふたつの提言をおこなっている。①国内的には、対外的制約と折り合いをつける労働市場政策の展開であり、それには、インフレの抑制と労働力の流動化、生産性の改善を可能とする労働市場と労働組合の役割の再評価などが含まれている。②また、国際的には、対外的諸条件により課せられた国内政策への拘束を軽減する革新主義的な国際政策の展開であり、外国為替の安定機構の再建や貿易不均衡の責任を輸出超過国にも負わせる貿易機構の改革を含む国際経済政策と制度変革がそれである(Tomlinson, 1987, p.173)。これは、合衆国のピオリ&セーブルやイギリスのハースト&ツaitリンたちが今日積極的に論じているグローバルなケインズ主義あるいは国際的ケインズ

主義の立場を示すものである²⁸⁾。

それはともかく、70年代のスタグフレーションと国際収支危機の中で、国内的要請と対外圧力の対立に悩むイギリス政府は、サッチャー政府にいたって、供給サイド、とりわけ労働市場の諸条件（コストと生産性）の改善によって对外要請に「適応」する道を選択し、そのために、完全雇用と福祉国家という国内的要請を拒絶することになった。そして、ハイエクの労働市場政策論が、こうしたネオコンサヴァティヴの政策形成に深く関与し、強い影響を与えたことは、いまや明らかであろう。

こうして見れば、完全雇用に対する政府責任の放棄が、雇用の維持をめざす労働組合の弱体化とともに、イギリスの失業と経済衰退を解決する根本方策だとするハイエクの逆説もまた、結局のところ、失業を直接「解決すべき問題」とするものであるより、むしろ、イギリス経済の対外的「適

応」という問題を解決するまでの不可欠の構成要素であったと言うことが今や明らかとなる。そして、失業の解決をめぐるハイエクのこうした逆説は、ギャンブルが、「ケインズ主義的な完全雇用政策と強い労働組合および集団的福祉計画の増大の保護は、財産所有者から労働力の所有者への力の基本的な移動を表現するものであった」と要約するカレッキーの命題の逆転に寄与することになった。だが、ハイエクにおけるこの逆転は、失業の増大と労使関係の制度的変更のみによって完成するものではない。というのも、ハイエクの場合、所有と支配が分離する現代の会社制度の改革によって、「独立した財産家」の復権をめざすもう一つのシナリオがあるからである。但し、この点についての言及は、本稿のテーマから大きくずれると思われる所以、別の拙稿²⁹⁾を参照願うことをとした。

脚 註

- 1) Ramesh Mishra, *The Welfare State in Capitalist Society : Policies of Retrenchment and Maintenance in Europe North America and Australia.* 1990, p.20
- 2) Andrew Gamble, *Hayek The Iron Cage of Liberty.* 1996, p.166-167
- 3) F. A. Hayek, *New Studies in Philosophy, Politics, and The History of Ideas.* 1978, P.12
- 4) *Social Insurance and Allied Services Report by Sir William Beveridge Presented to Parliament by Command of Mr. Majesty.* November 1942. New York. Agathou Press. Inc. 1969.
- 5) *Employment Policy (1994) , White Paper,* London, HMSO.
- 6) Jony Cutler, Karel Willims and John Williams, *Keynes, Beveridge and beyond.* 1986, p69.
- 7) 栗田健編著『現代イギリスの経済と労働』お茶の水書房, 1985, 4頁。
- 8) A. Budd, "Unemployment policy since the war-the theory and the practice". in *Unemployment and Economists.* Ed. by Bernard Corry, 1996, chp. 5. p.92.
- 9) Jim Tomlinson, *Employment Policy The Crucial Years 1939-1955.* 1987, Chap. 9
- 10) H. ウイルソン, 西村閑也監訳『ウイルソン委員会報告—英国の金融・証券機構と産業資金供給』日本証券経済研究所, 1982, 11-12頁。
- 11) ハイエク, 西山千明訳『自由主義とは何か』東京新聞出版局, 1977年, 198-202頁。
- 12) F. A. Hayek, *The Constitution of Liberty, III.* 1960, P302／氣賀・古賀 訳『自由の条件III』春秋社, P.302, 訳69頁。
- 13) 拙稿「ハイエクによる福祉国家批判と市場秩序の防衛」,『福岡教育大学紀要』第44号, 第2分冊(1995), 25頁, 及び同「ハイエクにおける自由と社会的正義」, 同紀要第45号, 第2分冊(1996), 10頁を参照。
- 14) Patrick Minford, *The Supply Side Revolution in Britain.* 1991, chp. 5.
- 15) F. A. Hayek, *80s Unemployment and the Unions-Essays on the Impotent Price Structure of Britain and Monopoly in the Labour Market.* 1984, p.55.)
- 16) W. A. johr, "Note on Professor Hayek's 'True Theory of Unemployment'." in *Critical Assessments Friedrich A. Hayek.* ed. by J. C. Wood and R. N. Woods, Vol. III, Routledge, 1991. pp. 7-8.
- 17) N. カルドア, 原正彦・高川清明訳, 『マネタリズム—その罪過』日本経済評論社, 1984年, 22頁。

- 18) Richard Himan & Wolfgang Streeck, *New Technology and Industrial Relations*. 1988, Part 1. M. J. ピオーリ／日本福祉大社会科学研究所訳『大量生産と伸縮自在生産と経済的繁栄の復活—結局のところ両方式の混成のシステムなのかー』1990, D・ルボルニュ & A・リピエツ「ポスト・フォーディズムに関する謬見と未解決の論争」『季刊・窓』No.4, 1990, R・ボワイエ, 1992, 第四章 3 (3)
- 19) 朝日新聞経済部『市場経済の風景』朝日新聞社, 1991, 社会民主主義, 223-4頁。
- 20) 栗田健編『現代イギリスの経済と労働』御茶ノ水書房, 1985, I, II。Mishra, 1990, Chap. 2. および森嶋道夫『サッチャー時代のイギリス』岩波書店, 1988, 第Ⅲ章を参照。
- 21) David Smith, *Mrs. Thatcher's Economics : Her Legacy*. 1992, chap. 5 & 6.
- 22) A・ギャンブル, 小笠原欣幸訳『イギリス衰退の100年』みすず書房, 1990年, 65頁。
- 23) M.Kalecki, "Political Aspects of Full Employment." *Political Quarterly*, 14, 1943, p322-31.
- 24) Jim Tomlinson, *Hayek and the Market*. 1990, pp.72-76
- 25) リピエツ, 若森章孝訳『勇気ある選択』, 藤原書店, 1990、2章, 43頁。
- 26) A. Glyn.etal., "The Rise and Fall of Golden Age" in S. A. Marglin. etal. (ed.), *The Golden Age of Capitalism : Reinterpreting the Postwar Experience*. 1990.
- 27) A・グリン & J・ハリスン, 平井規之訳『イギリス病』新評論, 1982, 第4章, 155-167頁
- 28) ピオール & セイブル, 山之内靖ほか訳『第二の産業分水嶺』筑摩書房, 1993, および Paul Hirst and Jonathan Zeitlin (ed.), *Reversing Industrial Decline ? Industrial Structure and Policy in Britain and Her Competitors*. 1989. を参照。
- 29) 拙稿「自由, 競争秩序および企業家精神—ハイエクの自由主義的理想社会像」, 小柳・岡村・豊田編『企業と社会の境界変容』ミネルバ書房, 1999年を参照。